

I 調査の概要

1 調査目的

令和2年4月改正健康増進法の全面施行により受動喫煙対策の強化が図られ、学校・病院等の多数の者が利用する施設（第1種施設）は原則敷地内禁煙、第1種施設を除く飲食店や事業所などの全ての施設（第2種施設）は原則屋内禁煙とされた。

法施行から約3年が経過したことを踏まえ、現在の取組状況や課題を把握し、本県における総合的な受動喫煙対策の基礎資料とする。

2 調査対象施設（各1,000施設へ調査）

(1) 第1種施設（回答863件、回収率86.3%）

施設分類	対象施設
医療機関	病院
児童福祉施設	保育所、児童館、地域子育て支援センター等
学校	幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専門学校等
官公庁	国の機関、県庁、県地域機関、その他上記いずれにも該当しない県有施設（※）、市町村役所・役場、市町村支所・出張所等

※ 次の施設は対象外：住宅用施設、人の滞在を前提としない施設（倉庫など）、屋外施設

(2) 第2種施設（以下の業種区分により抽出。回答491件、回収率49.1%）

業種	送付数	業種	送付数	業種	送付数
建設業	160	運輸業	70	飲食業	220
製造業	130	卸売・小売り業	170	洗濯・理容・美容・浴場業	90
情報通信業	60	宿泊業	50	娯楽業	50

3 調査方法

対象施設に対して調査票を郵送し、インターネット（専用のフォームより入力）、電子メール、FAXにより回収。

4 調査内容

- ア 受動喫煙防止対策の実施状況、今後の予定及び実施していない理由
- イ 受動喫煙防止対策に関する意見、要望

5 調査基準日

令和5年10月1日

6 用語解説

【受動喫煙】

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。

喫煙者本人が吸い込む煙（主流煙）よりも喫煙者が持ったたばこの先から立ち上がる煙（副流煙）の方が有害物質を多く含んでおり、それを周囲の人が吸い込むことによって健康に悪影響を及ぼすことが研究報告で指摘されている。

（１）第１種施設

【敷地内全面禁煙】

屋内及び屋外を完全に禁煙としている状態。

屋外に敷地を持たない施設における屋内禁煙の場合も含む。

【敷地内禁煙】

屋内を完全に禁煙とし、屋外も原則禁煙とするが、特定屋外喫煙場所を設置している状態。

【特定屋外喫煙場所】

敷地内の屋外で、施設の利用者が通常立ち入らない場所に区画され、喫煙することができる場所である旨を記載した標識を掲示して設置する喫煙場所。

【敷地内禁煙でない】

特定屋外喫煙場所を定めずに敷地内の屋外で喫煙させている、または、屋内に喫煙可能な場所がある状態。

（２）第２種施設

【敷地内禁煙】

敷地内は屋内外も含め喫煙できる場所はない ※

【屋内全面禁煙】

屋内には喫煙できる場所はない ※

【喫煙場所以外は屋内全面禁煙】

屋内に法で定められた喫煙専用室等を設置 ※

※ ホテルの居室等法律の規制外の部分は除く。